

○こども家庭庁 告示第八号
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年九月三十日
こども家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 介護給付費等単位数表 [第1～第6 略] 第7 短期入所 [1～12 略]		別表 介護給付費等単位数表 [第1～第6 同左] 第7 短期入所 [1～12 同左]	

13 日中活動支援加算	200単位	13 日中活動支援加算	200単位
注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。		注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。	
(1) 保育士（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(1)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(1)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。		(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（(2)において「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。	
〔(2)・(3) 略〕		〔(2)・(3) 同左〕	
〔13の2～14 略〕		〔13の2～14 同左〕	
〔第8～第15 略〕		〔第8～第15 同左〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
第二条 このも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
一	「略」		一	「同上」	
二	介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準		二	介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	
イ	福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		イ	福祉・介護職員等処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1)	福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		(1)	福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
(一)	「略」		(一)	「同上」	
(二)	当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年		(二)	当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経歴及び技能	

法律第七十号。以下の(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるものうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 〔2〕(10) 略 〔ロ〕ソ 略 〔三〕四十一 略			〔2〕(10) 同上 〔ロ〕ソ 同上 〔三〕四十一 同上								
備考 表中の「」の記載は注記である。 （指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものの一部改正） 第三条 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。											
<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr></table>			改	正	後	<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr></table>			改	正	前
改	正	後									
改	正	前									
一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 〔イ・ロ 略〕 ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このハにおいて「改正法」という。附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）			一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 〔イ・ロ 同上〕 ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間								

による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間	
〔一〕〔三〕略	〔一〕〔三〕同上
〔二〕ト 略	〔二〕ト 同上
〔二〕四 略	〔二〕四 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則
この告示は、令和七年十月一日から適用する。